**別紙様式第５**

交付要綱（交付決定の通知）１１による

別添様式第５

番　　　　号

令和　　　年度感染症予防事業費等国庫負担金（補助）金交付決定通知書

市区町村名

令和　　年　　月　　日第　号で申請のあった令和　　年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金については補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30

第１項の規定により令和　　年　　月　　日厚生労働省

年法律第１７９号）第６条　第３項の規定により令和　　年　　月　　日厚生労働省

発感第　　号をもって、

発感第　　号をもって、修正の上（注）修正交付決定する場合　　次のとおり交付すること

に決定されたので、同法第８条の規定により通知する。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事　　　　印

１　この国庫負担（補助）金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和　　年　　月　　日厚生労働省発健第　　号厚生労働事務次官通知の別紙「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の３に

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日申請書記載のとおりである。

定める事業でありその内容は、　２のとおりである。（注）修正交付決定する場合

２　事業に要する経費及び国庫負担（補助）金の額は別紙のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担（補助）金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

３　この国庫負担（補助）金の額の確定は、交付要綱の４に定める交付額の算定方法　により行うものである。

４　この国庫負担（補助）金は、交付要綱の６に掲げる事項を条件として交付するも　のである。

５　事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の12に定めるところにより行わなけれ　ばならない。

６　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の　執行の適正化に関する法律第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和　　年　　月　　日とする。